

2 . 大気関係資料

表 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg / m ³ 以下であること
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（抜粋）

	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び力焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6ℓ/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20ℓ/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
16	塩素化工チレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3ℓ/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35ℓ/時以上

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式
のものを除く。

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

特 定 施 設 の 種 類	
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1未満であるもの 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積を言う。）が0.5㎡未満であるもの バ - ナ - の燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30ℓ以上50ℓ未満であるもの 変圧器の定格容量が200V A 未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの 火格子面積が2㎡以上であるもの 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する施設
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する濃縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カ - ボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

（注）1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値	
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20	g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / N m ³
	塩素	30	mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10	mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10	mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0	mg / N m ³
	塩素	30	mg / N m ³
	塩化水素	80	mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20	mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30	mg / N m ³

表 2 - 5 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏15度、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50キロリットル以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクロ-リ-に積み込む施設）	1日の取扱量が30キロリットル以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30キロリットル以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で沸点が摂氏150度以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態で5容量比パーセントの留出量となるときに温度が摂氏150度以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の2に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクロ-リ-と直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表 2 - 6 大気汚染常時監視測定局の整備状況

(平成13年3月31日現在)

測定局名	設置主体	所在地	設置場所	測定項目													テレメータ				
				二酸化硫	窒素黄	一酸化炭	オキシダ	硫酸水	塩化水	化素	(注) SPM	炭水	化素	交通量	風向	風速	温湿度	日射量	放射	射支	県シス
一般測定局	清 明 県	福井市中荒井町109	企業庁中荒井公舎																		
	福 井 県	福井市豊島2-5-26	豊島東公園																		
	セ ン タ ー 県	福井市原目町39-4	県環境科学センター																		
	石 盛 市	福井市石盛町19-9-1	森田配水場																		
	河 合 市	福井市山室町10-12	河合小学校																		
	大 宮 市	福井市大宮2-5	経田公園																		
	順 化 市	福井市大手3-16-1	順化小学校																		
	今 市 市	福井市今市町5-10-1	足羽中学校																		
	社 市	福井市測4-748	至民中学校																		
	足 羽 市	福井市稲津町83-1	足羽第一中学校																		
	三 国 県	三国町山岸31-1	三国西小学校																		
	三国南保育所	町	三国町楽円38-3-1	三国南保育所																	
	宿 保 育 所	町	三国町宿2-3-45	宿保育所																	
	浜 四 郷 公 民 館	町	三国町下野58-16	浜四郷公民館																	
	安 島 保 育 所	町	三国町安島50-4-1	三国町海浜自然公園																	
	芦 原 県	芦原町中々4-13	芦原町営グラウンド																		
	金 津 県	金津町馬場5-5-1	金津消防署																		
	中 川 広域圏	金津町中川18-10	金津東小学校																		
	丸 岡 県	丸岡町寅国5-29-2	丸岡中学校																		
	北 丸 岡 町	丸岡町一本田福所30-19-22	一本田福所2区公民館																		
春 江 県	春江町下小森6-1-1	大石小学校																			
坂 井 県	坂井町上新庄28-21	坂井中学校																			
敦 賀 県	敦賀市松栄町7-28	敦賀地方合同庁舎																			
和 久 野 県	敦賀市新和町2-33-1	和久野浄水場																			
気 比 市	敦賀市清水町1-12-8	敦賀上水道ポンプ場																			
武 生 県	武生市平出1-6-1	武生第一中学校																			
武 生 南 市	武生市妙法寺町42-15	武生第二中学校																			
味 真 野 大 気 市	武生市上真柄町44-6-1	上真柄町ふれあい会館																			
武 生 北 市	武生市家久町105-13	吉野児童センター																			
神 明 県	鯖江市水落町4-13-23	神明小学校																			
鯖 江 県	鯖江市住吉町2-1021	住吉交通公園																			
鯖 江 東 市	鯖江市定次町42	定次公園																			
御 幸 市	鯖江市御幸町3	御幸第一公園																			
小 浜 県	小浜市千種1-6-13	若狭高等学校																			
大 野 県	大野市水落町7-21	大野市交通公園																			
計	県 設 置	16			7	16		13			16	6		16	6				16		
	市 町 設 置	19			19	13	1	5	1	1	19	1		19		1			10	11	
一 般 局 小 計		35			26	29	1	18	1	1	35	7		35	6	1			26	11	
自動車排出ガス測定局	自排福井県	福井市大宮1丁目3-16	県警大宮公舎																		
	自排月見市	福井市月見2丁目1-1	福井赤十字病院前																		
	自排敦賀県	敦賀市三島2丁目1-6	勤労福祉センター																		
	自排鯖江県	鯖江市有定1丁目701	市営グラウンド																		
計	県 設 置	3				3	3				3	3							3		
	市 町 設 置	1				1	1	1			1	1								1	
自 排 局 小 計		4				4	4	1			4	4							3	1	
合 計		39			26	33	5	19	1	1	35	11	4	35	6	1			29	12	

その他測定局	設置主体	所在地	設置場所	測定項目													テレメータ				
				二酸化硫	窒素黄	一酸化炭	オキシダ	硫酸水	塩化水	化素	(注) SPM	炭水	化素	交通量	風向	風速	温湿度	日射量	放射	射支	県シス
移動測定局	みどり号	県																			
気象測定局	特殊気象	県	三国町新保57-1-6	北陸電力(株)福井火力発電所																	
発生源監視測定局	北電福井火力	企業	"	"																	
	三国共同火力	企業	"	"																	
	敦賀石炭火力1号	企業	敦賀市泉171-5-7	敦賀火力発電所																	
	敦賀石炭火力2号	企業	"	"																	

(資料：環境政策課)

(注) SPM：浮遊粒子状物質

表2-7 平成12年度二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）

市町名	測定局	用途地	有効測定局数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	設置主体
						(時間)	(%)	(日)	(%)					
福井市	福井	住	356	8585	0.007	13	0.2	2	0.6	0.262	0.017		0	県市
	石盛	住	345	8445	0.004	9	0.1	2	0.6	0.162	0.010		0	
	河合	未	352	8553	0.004	10	0.1	1	0.3	0.180	0.010		0	
	大宮	住	350	8495	0.005	10	0.1	2	0.6	0.188	0.023		0	
	順化	商	356	8613	0.006	8	0.1	2	0.6	0.192	0.014		0	
	今市	未	352	8585	0.004	6	0.1	1	0.3	0.184	0.009		0	
	社	住	352	8535	0.004	9	0.1	1	0.3	0.194	0.010		0	
	足羽	未	355	8606	0.003	8	0.1	1	0.3	0.188	0.008		0	
三国町	三国	未	365	8737	0.004	16	0.2	1	0.3	0.240	0.013		0	県町
	三国南保育所	未	359	8685	0.004	10	0.1	1	0.3	0.179	0.010		0	
	宿保育所	住	364	8742	0.004	11	0.1	1	0.3	0.176	0.012		0	
	浜四郷公民館	未	365	8754	0.004	13	0.1	1	0.3	0.199	0.015		0	
	安島保育所	未	362	8713	0.003	10	0.1	1	0.3	0.189	0.012		0	
金津町	中川	未	358	8646	0.004	8	0.1	1	0.3	0.268	0.012		0	広域圏町
丸岡町	北丸岡	未	362	8693	0.004	2	0.0	0	0	0.122	0.009		0	
敦賀市	敦賀	住	365	8734	0.006	9	0.1	1	0.3	0.184	0.027		0	県市
	和久野	住	352	8426	0.007	11	0.1	2	0.6	0.203	0.023		0	
	気比	住	365	8755	0.006	9	0.1	1	0.3	0.128	0.023		0	
武生市	武生南	住	360	8655	0.004	12	0.1	1	0.3	0.578	0.010		0	県市
	味真野大気	住	358	8638	0.005	9	0.1	1	0.3	0.503	0.013		0	
	武生北	工	336	8188	0.005	2	0.0	0	0	0.147	0.010		0	
鯖江市	神明	住	358	8666	0.005	13	0.2	1	0.3	0.408	0.013		0	県市
	鯖江東	住	365	8725	0.002	10	0.1	1	0.3	0.523	0.007		0	
	御幸	住	364	8741	0.006	10	0.1	1	0.3	0.256	0.016		0	

(資料：環境政策課)

住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
 商：近隣商業地域・商業地域 準工：準工業地域 工：工業地域 工専：工業専用地域
 未：用途地域をまだ定めていない地域等。以下の表においても同じ。

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 9 平成 12 年度浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）

市町名	測定局	用途地	有効測定日数	有効測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数と割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数と割合		1 時間値の最高値	日平均の除値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数と割合	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	設置主体
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×無)	(日)	
福井市	清明	住	363	8740	0.033	0	0	1	0.3	0.199	0.074	○	0	県
	福井	住	363	8702	0.031	1	0.0	1	0.3	0.203	0.071	○	0	
	センター	未	361	8719	0.030	2	0.0	0	0	0.225	0.070	○	0	
	石盛	住	364	8732	0.028	3	0.0	0	0	0.227	0.067	○	0	
	河合	未	364	8744	0.028	1	0.0	0	0	0.225	0.072	○	0	
	大宮	住	333	8005	0.027	0	0	0	0	0.192	0.062	○	0	
	順化	商	363	8732	0.026	0	0	0	0	0.188	0.056	○	0	
	今市	未	356	8565	0.025	1	0.0	0	0	0.345	0.063	○	0	
三国町	社	住	364	8736	0.027	0	0	0	0	0.188	0.065	○	0	県
	足羽	未	365	8737	0.026	3	0.0	0	0	0.444	0.066	○	0	
	三国	未	365	8728	0.027	1	0.0	1	0.3	0.201	0.065	○	0	
	三国南保育所	未	363	8721	0.025	3	0.0	1	0.3	0.252	0.062	○	0	
	宿保育所	住	364	8742	0.023	3	0.0	0	0	0.233	0.060	○	0	
	浜四郷公民館	未	365	8753	0.026	0	0	0	0	0.186	0.065	○	0	
芦原町	安島保育所	未	364	8733	0.021	2	0.0	0	0	0.338	0.055	○	0	県
	芦原	住	365	8745	0.028	5	0.1	1	0.3	0.280	0.068	○	0	
金津町	金津	準工	365	8736	0.031	8	0.1	1	0.3	0.373	0.076	○	0	広域圏
	中川	未	363	8718	0.027	3	0.0	0	0	0.258	0.065	○	0	
丸岡町	丸岡	住	365	8744	0.029	3	0.0	0	0	0.242	0.067	○	0	県
	北丸岡	未	358	8655	0.029	12	0.1	0	0	0.858	0.068	○	0	
春江町	春江	未	365	8742	0.033	1	0.0	1	0.3	0.204	0.071	○	0	県
坂井町	坂井	未	365	8748	0.030	4	0.0	0	0	0.235	0.073	○	0	市
敦賀市	敦賀	未	362	8680	0.027	1	0.0	0	0	0.255	0.065	○	0	市
	和久野	未	365	8736	0.025	0	0	0	0	0.199	0.065	○	0	市
	気比	住	365	8757	0.025	0	0	0	0	0.151	0.066	○	0	
武生市	武生	準工	363	8724	0.029	2	0.0	1	0.3	0.257	0.073	○	0	県
	武生南	住	361	8675	0.023	2	0.0	0	0	0.295	0.060	○	0	
	味真野大気	住	352	8535	0.026	0	0	0	0	0.197	0.063	○	0	
	武生北	工	336	8183	0.018	1	0.0	0	0	0.229	0.048	○	0	
鯖江市	神明	住	365	8724	0.031	4	0.0	1	0.3	0.266	0.074	○	0	県
	鯖江	住	363	8727	0.032	2	0.0	1	0.3	0.230	0.070	○	0	
	鯖江東	住	364	8753	0.027	3	0.0	1	0.3	0.286	0.063	○	0	
	御幸	住	364	8748	0.034	3	0.0	1	0.3	0.272	0.076	○	0	

(資料：環境政策課)

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% の範囲を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³ を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2% 除外に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 1 平成 12 年度一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局）

市町名	測定局	用地	途域	有効測定日数	有効測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数	設置主体
							(回)	(%)	(日)	(%)					
福井市	順化	商		360	8720	0.4	0	0	0	0	2.8	0.7		0	市

（資料：環境政策課）

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2 % の範囲を除外した後の日平均値のうち 10ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2 % 除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 10 - 2 平成 12 年度一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）

市町名	測定局	用地	途域	有効測定日数	有効測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数	設置主体
							(回)	(%)	(日)	(%)					
福井市	自排福井	準工		364	8696	0.8	0	0	0	0	4.4	1.2		0	県市
	自排月見	商		363	8693	0.7	0	0	0	0	4.1	1.2		0	
敦賀市	自排敦賀	商		354	8519	0.6	0	0	0	0	4.2	1.1		0	県
鯖江市	自排鯖江	準工		362	8703	0.6	0	0	0	0	4.0	1.1		0	市

（資料：環境政策課）

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2 % の範囲を除外した後の日平均値のうち 10ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2 % 除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2 - 11 - 1 平成 12 年度光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）

市町名	測定局	用地 用途	有効測定日数	有効測定時間	昼間の1時間 間値の年 平均値	昼間の1時間 値が0.06ppmを 超えた日数と 時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm以 上の日数と 時間数		昼間の1時 間値の最 高値	昼間の最高 1時間値の 年平均値	設置 主体
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
福井市	清明	住	365	5423	0.029	50	205	0	0	0.084	0.044	県
	福井	住	365	5407	0.026	38	157	0	0	0.092	0.040	〃
	センター	未	356	5235	0.030	59	240	0	0	0.088	0.046	〃
	河合	未	354	5208	0.035	79	413	0	0	0.102	0.050	市
	順化	商	350	5062	0.024	16	82	0	0	0.080	0.037	〃
	今市	未	349	5061	0.024	24	110	0	0	0.081	0.038	〃
	社	住	336	4955	0.032	76	451	0	0	0.101	0.048	〃
三国町	足羽	未	347	5118	0.031	51	251	0	0	0.087	0.047	〃
	三国	未	364	5401	0.035	57	296	0	0	0.088	0.047	県
丸岡町	丸岡	住	365	5424	0.031	51	243	0	0	0.095	0.045	〃
坂井町	坂井	未	365	5417	0.033	64	331	0	0	0.093	0.047	〃
敦賀市	敦賀	住	363	5388	0.031	34	134	0	0	0.091	0.044	〃
	和久野	住	362	5407	0.035	77	389	1	2	0.134	0.049	〃
武生市	武生	準工	364	5440	0.029	59	330	0	0	0.103	0.045	〃
鯖江市	神明	住	365	5408	0.028	44	209	0	0	0.087	0.044	〃
	鯖江	住	356	5307	0.030	68	364	0	0	0.108	0.047	〃

（資料：環境政策課）

（注）昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2 - 11 - 2 平成 12 年度光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局）

市町名	測定局	用地 用途	有効測定日数	有効測定時間	昼間の1時間 間値の年 平均値	昼間の1時間 値が0.06ppmを 超えた日数と 時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm以 上の日数と 時間数		昼間の1時 間値の最 高値	昼間の最高 1時間値の 年平均値	設置 主体
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
福井市	自排月見	商	344	4999	0.015	3	32	0	0	0.102	0.024	市

（資料：環境政策課）

（注）昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2 - 12 - 1 平成 12 年度非メタン炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）

市町名	測定局	用地 用途	測定 時間	年 均 平 値	6～9 時にお ける年 均 平 値	6～9 時測定 日数	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを超 えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを超 えた日数と その割合		設 置 主 体
							最高値	最低値	日	(%)	日	(%)	
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
福井市	福井 順化	住 商	8563	0.12	0.13	361	0.38	0.00	41	11.4	3	0.8	県 市
			8486	0.14	0.14	358	0.34	0.03	45	12.6	3	0.8	
三国町	三国	未	8278	0.09	0.09	347	0.44	0.01	14	4.0	3	0.9	県
敦賀市	敦賀	住	8605	0.13	0.16	361	0.41	0.03	95	26.3	9	2.5	"
鯖江市	鯖江	住	8341	0.13	0.14	351	0.40	0.00	77	21.9	10	2.8	"

(資料：環境政策課)

表 2 - 12 - 2 平成 12 年度非メタン炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）

市町名	測定局	用地 用途	測定 時間	年 均 平 値	6～9 時にお ける年 均 平 値	6～9 時測定 日数	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを超 えた日数と その割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを超 えた日数と その割合		設 置 主 体
							最高値	最低値	日	(%)	日	(%)	
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
福井市	自排福井 自排月見	準工 商	7989	0.28	0.29	334	0.77	0.07	257	76.9	134	40.1	県 市
			8121	0.22	0.26	341	0.61	0.04	238	69.8	101	29.6	
敦賀市	自排敦賀	商	8338	0.16	0.19	351	0.66	0.04	130	37.0	42	12.0	県
鯖江市	自排鯖江	準工	8185	0.21	0.23	344	0.61	0.02	205	59.6	65	18.9	"

(資料：環境政策課)

表 2 - 13 - 2 ばい煙発生施設市町村別届出状況 (電気事業法・ガス事業法)

(平成13年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		1 3 項		2 9 項		3 0 項		3 1 項		合 計					
	ボ	イ	ラ	ー	ガ	ス	発	生	炉	廃	棄	物			焼	却	炉	ガ
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数		
福井市			1	4			20	21	60	85					75	110		
敦賀市	6	19	1	2			1	2	24	32					29	55		
武生市							1	1	15	25					16	26		
小浜市							1	1	5	5					6	6		
大野市									5	6					5	6		
勝山市							1	1	3	6					4	7		
鯖江市	1	1					2	2	9	10					12	13		
松岡町							1	1	2	3					3	4		
永平寺町							1	2	1	1					2	3		
三国町	2	2							11	16					11	18		
芦原町									1	2					1	2		
金津町	1	2							3	3					4	5		
丸岡町							2	2	4	4					6	6		
春江町							2	2	3	3					5	5		
坂井町									1	2					1	2		
今庄町									2	5					2	5		
朝日町									2	2					2	2		
清水町							3	3	2	4					5	7		
三方町									3	6					3	6		
美浜町	1	2							3	10					3	12		
高浜町	1	4			1	1			5	10					5	15		
大飯町	1	3			1	1			1	9					1	13		
合 計	13	33	2	6	2	2	35	38	165	249				201	328			

(資料：環境政策課)

表 2 - 14 一般粉じん発生施設届出状況 (大気汚染防止法)

(平成13年3月31日現在)

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計				
	堆	積	場	コ	ン	ベ	ア	破			碎	機	・
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数			
福井市	12	14	13	46	12	33	6	8	20	101			
敦賀市	12	28	13	119	7	28	7	17	22	192			
武生市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36			
小浜市	1	1	4	17	2	6	1	1	4	25			
大野市	3	9	4	21	3	10	1	1	5	41			
勝山市	5	7	7	33	7	17	2	4	7	61			
鯖江市	4	6	3	3	2	2			5	11			
美山町	1	1	2	3	1	2			3	6			
松岡町			1	18	1	7	1	3	1	28			
永平寺町	4	5	2	2	2	5	1	2	4	14			
三国町	4	4							4	4			
芦原町	1	1	1	3					2	4			
丸岡町	3	4	4	19	4	14	3	6	4	43			
坂井町	1	1							1	1			
今庄町	3	7	2	10	2	14	1	1	3	32			
上中町			1	1	1	2	1	1	1	4			
高浜町	2	2	1	1	1	1			4	4			
合 計	58	94	61	313	48	153	26	47	95	607			

(資料：環境政策課)

表 2 - 15 特定粉じん発生施設届出状況 (大気汚染防止法)

(平成13年3月31日現在)

施設種類	2 項		合 計										
	混	合											
市町村名	工	場	数	施	設	数	実	工	場	数	施	設	数
武生市	1		1		1		1		1		1		1
合 計	1		1		1		1		1		1		1

(資料：環境政策課)